

刈草の無償提供をおこないます！

角田出張所では、堤防の異常を早期に発見し、安全性を保つことを目的に堤防除草をおこなっております。

現在堤防の刈草は、放射性物質の検査の測定結果においても、検出下限値未満状況となっている状態です。

そこで、除草で発生する刈草の有効活用と処分コスト縮減のため、地域の方々に無料で提供する取り組みを行うこととしました。

ご希望の方は、下記の詳細をご確認の上、角田出張所までお申し込みください。

刈草提供の申し込みについて

* 受付期間 / 6月15日まで

※なくなり次第終了となります。



* 提供開始時期 / 6月中旬頃から開始予定

* 申し込み方法 / 別紙申込用紙記入の上、出張所までご持参ください
角田出張所担当区間：柴田町境及び亘理町境～丸森橋

* 提供方法 / 別紙提供場所から各自積み込み・運搬をお願いします

※2ページ目に注意事項を掲載しておりますので、ご確認の上申込み・利用をお願いいたします。

《問い合わせ先》

国土交通省 東北地方整備局

仙台河川国道事務所 角田出張所



〒981-1523 宮城県角田市梶賀字高畑北 322-3

TEL: 0224-63-2315 (平日 8:30 ~ 17:00)



刈草提供注意事項

1. 提供の方法

- ・刈草提供申込書に必要事項をご記入の上、次の担当出張所にご持参願います。
- また、提供する刈草の場所は調整の上、担当出張所より指定いたします。
- なお、刈草の提供にあたっては、指定する場所から各自で積込・運搬することとなります。

角田出張所…（担当区間：柴田町境及び亘理町境～丸森大橋）

〒981-1523 角田市梶賀字高畠北322番地3

tel. 0224-63-2315

2. 刈草について

- ・刈草は、梱包機によって梱包された状態（小：直径約50cm 幅約70cm 重量約20～30kg、大：直径約90cm 幅約85cm 重量約80～100kg）で置いてあります。
(天候等の事情により、変更する場合があります)
- なお、梱包機の使用ができない場所もありますので、詳細はご相談下さい。
- ・刈草には、芝、イタドリ、ヨシ等が混在しておりますので、ご了解ください。
(引き取り後の刈草に関するクレームはご遠慮ください)
- ・刈草は、作業時にゴミ等が混入しないように注意していますが、使用にあたっては十分留意願います。
- ・堤防には、多種多様の植物が生育しており、人体、家畜等にとって有害植物が植生している場合もありますので、刈草引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施してください。

3. 提供にあたっての注意点

- ・刈草は、地域のみなさまに広く活用して頂くことを目的としておりますので、お1人での独占、無断持ち帰り等がないようにお願いします。
- ・引き取った刈草は、違法行為（不法投棄や、転売等）のないようにして下さい。
- ・時期や場所によっては、希望する量が確保出来ない場合がございますので、予めご了承願います。
- ・堤防上や河川敷上の通路での作業となる場合には、他の方の通行に支障にならないようお願いします。
- ・積込・運搬時においては、刈草の飛散防止に努め、通路に刈草を飛散させた場合には、責任をもって清掃してください。
- ・刈草のお持ち帰りに際しては、堤防保護のため堤防法面への車両乗り入れをしないようご注意ください。万が一、堤防を損傷させた場合は、補修費を負担して頂くことがあります。
- ・積込・運搬時の事故及び引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。十分注意して頂くようお願いします。
- ・万が一、事故が発生した場合は、管理している出張所へ至急連絡を入れてください。

刈草提供申し込み書

申込年月日	平成 年 月 日
申込者	氏名： 住所： TEL：
利用目的	肉牛用の飼料 ・ 肉牛用の敷ワラ ・ その他 ※利用目的は上記に限ります。該当するものに○を付けてください。
提供希望量	梱包ロール _____ 個分 (約 _____ m ³)
搬出予定日	

※裏面の注意事項を理解頂いたうえで申し込みをお願いします。

【注意事項】

- 【個人情報の保護】本申込書で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。
- 引き取った刈草は、転売等営利目的に使用することを禁じます。
- 堤防上や河川敷上の通路での作業となる場合には、他の方の通行の支障とならないようとしてください。また、積込・運搬時においては、事故の無いように十分注意してください。
- 万が一、事故が発生した場合には、管理している出張所へ至急連絡を入れてください。
- 積込・運搬時においては、刈草の飛散防止に努め、通路に刈草を飛散させた場合には、責任を持って回収してください。
- 刈草の運搬にあたっては、堤防保護のため、車両を堤防斜面へ乗り上げてはいけません。
堤防を損傷させた場合は、補修費を負担していただくことがあります。
- 刈草以外の異物混入については、極力混入しないように取り除いておりますが、混入している場合がありますので、了承願います。
- 堤防には、多種多様の植物が生育しており、人体、家畜等にとって有害植物が植生している場合もあります。なお、刈草引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施してください。
- 上記、積込・運搬時の事故、及び引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。

上記注意事項に基づき申し込み、刈草を利用することを確約します。

平成 年 月 日

氏名： 印

角田出張所 刈草の無償提供場所

※赤線で図示している箇所の堤防刈草を無償提供します。

